

訪問入浴介護重要事項説明書

1. 当法人が提供いたしますサービスについての相談窓口

電話番号（０９９６）７９－３８８４（８：３０～１７：３０）

担当者（管理者） 芹田 真理

2. ご利用の事業所

事業所名	社会福祉法人 阿久根市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所
所在地	阿久根市鶴見町１６７番地
事業所番号	４６７０６０００６５
サービスを提供する地域	阿久根市 ※この地域以外の方でもご相談ください。

3. 事業所の職員体制

職員の職種	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者		名	名	業務の総括
看護職員	正看護師	名	名	訪問入浴介護サービスの提供
	准看護師	名	名	
介護職員	介護福祉士	名	名	
	２級修了者	名	名	
事務職員		名	名	業務の事務及び補助

4. 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日	８：３０～１７：３０
---------	------------

5. サービス提供日及びサービス提供時間

月曜日～土曜日	８：３０～１７：３０
---------	------------

6. 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

- 【居宅介護支援】 平成11年8月31日指定 鹿児島県4670600024号
- 【訪問介護】 平成12年2月25日指定 鹿児島県4670600073号
- 【介護予防訪問介護】 平成18年4月1日指定 鹿児島県4670600073号
- 【介護予防訪問入浴介護】 平成18年4月1日指定 鹿児島県4670600065号

7. 当事業所が提供するサービス内容

当事業所では、訪問入浴介護として次のサービスを提供します。

- (1) 入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持
- (2) 衣類着脱のお世話
- (3) その他

○介護相談……ご契約者の介護や日常生活に関する相談を承ります。

8. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の1割から3割です。（介護保険負担割合証の利用者負担の割合額に記載）
ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【 料金表・・・基本料金 】

看護職員1名及び介護職員2名	全身入浴	12,660円
	清拭又は部分浴のとき	11,390円

* 国の基準に基づき一定の条件を満たした場合、介護職員等処遇改善加算をいただきます。（加算割合は別途管理者が説明します）

(2) 加算

ア 初回加算（以下の場合に1月2,000円を加算）

新規利用者の居宅を訪問し、浴槽の設置場所や給排水の方法の確認など訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の訪問入浴介護を行った場合

(3) 交通費

前記2のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、訪問入浴介護員がおたずねするための交通費の実費が必要

です。

実施地域を越えた地点から片道おおむね10km未満	200円
実施地域を越えた地点から片道おおむね15km未満	300円
実施地域を越えた地点から片道おおむね20km未満	400円
実施地域を越えた地点から片道おおむね20km以上	1km増す毎20円加算

(4) 解約料

お客様は、いつでも契約を解約することができ、料金は一切かかりません。

(5) その他

① お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道・電気等の費用はお客様のご負担になります。

② 利用料金のお支払い方法

利用料金は月ごとの精算とし、毎月15日までに毎月分の請求をいたしますので、2週間以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行いたします。

お支払い方法は、現金集金・ゆうちょ銀行口座自動引き落としの2通りの中からご契約の際に選べます。

9. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。職員がお伺いいたします。

利用にあたっては、訪問入浴介護事業健康診断書を提出後、訪問入浴介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始いたします。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員にご相談ください。連絡を受け次第、お伺いいたします。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

②事業者の都合で、サービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の訪問入浴介護事業所を紹介いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が、介護保険施設に入所された場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、要支援と

認定された場合

- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

④その他

当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ・お客様のサービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
- ・お客様又はその家族が事業者やサービス従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

10. 当事業所の訪問入浴介護サービスの特徴等

運営の方針

当事業所の訪問入浴介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔保持、心身機能の維持等が図られるよう援助を行います。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

11. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	

【 当事業所の協力医療機関 】

協力医療機関	内山病院	院長	古郷 米次郎
--------	------	----	--------

12. 事故発生時の対応

当事業所は、ご契約者に対する訪問入浴介護の提供により、事故が発生した場合には速やかに市町村、ご契約者の家族等に連絡して必要な措置を講じると共に、事故の状況及びその際の処置を記録します。また、当事業所が賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行ないます。

13. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所の訪問入浴介護に関するご相談や苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

○苦情受付窓口（担当者） 芹 田 真 理

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

阿久根市役所 介護長寿課介護保険係	所在地：阿久根市鶴見町200番地 TEL（0996）73-1229 FAX（0996）73-0297 相談時間：8:30～17:15（月～金曜日）
鹿児島県国民健康保険団体連合会 介護保険相談室	所在地：鹿児島市鴨池新町7-4 TEL（099）213-5122 FAX（099）213-0817 相談時間：9:00～17:00（月～金曜日）

14. 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況 無し

契約書第9条（秘密保持）関係

個人情報の利用目的

訪問介護事業所では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、お預かりしている個人情報についての利用目的を以下のとおり定めます。

〔利用者への介護サービスの提供および、居宅介護支援に必要な利用目的〕

居宅サービス利用に係る利用目的

- ・ 利用者に居宅サービスを提供する事業者や居宅介護支援事業所等との連携、サービス担当者会議時の情報交換等。
- ・ 主治医や歯科医師、薬剤師へ乙が把握する甲の口腔の問題や服薬状況等についての情報提供。

介護保険事務

- ・ 審査支払機関（国民健康保険団体連合会）へのレセプトの提出（給付管理業務）
- ・ 審査支払機関又は保険者（利用者の住所地の市町村）からの照会時の回答。
- ・ 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等。
- ・ 保険者への事故等の報告。
- ・ 外部監査機関への情報提供。

〔その他の利用目的〕

- ・ 介護サービスや業務の維持・改善の為の基礎資料。
- ・ 介護保険法令に基づく、支援実績に関わる資料の5年間の保存義務の履行。
- ・ 当事業所の業務の質の向上、改善の為の当事業所内での事例研究等。
- ・ 当事業所において行われる学生の実習への協力。
- ・ その他、本会会長が必要と認める機関への情報提供。

以上、同意しました。